

役員等報酬規程

社会福祉法人 清楽会

社会福祉法人清楽会役員及び評議員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清楽会(以下「法人」という。)の役員及び評議員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、月額報酬・日額報酬・日額で固定支給する旅費交通費をいう。

3 費用とは、職務遂行に伴い発生する参加費・旅費(交通費、宿泊費)等の実費であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

4 報酬等とは、前2項及び3項に規定される報酬及び費用を併せたものとする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により旅費交通費を支給する。

3 この法人の全評議員の報酬総額は、年間105,000円以内とする。

(理事の報酬)

第4条 理事の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、理事の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 理事長が週1回以上定期出勤する場合は、別表2に定める額を役員報酬として支給する。

3 理事長が前項の支給対象でない場合は、別表3により旅費交通費を支給する。

4 理事が、理事会または評議員会に出席したときは、別表3により旅費交通費を支給する。

5 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により旅費交通費を支給する。

6 この法人の全理事の報酬総額は、年間675,000円以内とする。

(監事の報酬)

第5条 監事の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、監事の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表4により報酬を支給することができる。

3 監事が理事会または評議員会に出席したときは、別表4により旅費交通費を支給する。

4 この法人の全監事の報酬総額は、年間90,000円以内とする。

(運営協議会委員の報酬)

第6条 運営協議会委員が、運営協議会に出席した場合は、別表5により旅費交通費を支給する。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第7条 第三者委員が、法人及び事業所に係る業務に従事した場合は、別表5により旅費交通費を支給する。

(第三者委員の報酬)

第8条 第三者委員が、法人及び事業所に係る業務に従事した場合は、別表5により旅費交通費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第9条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している理事および委員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しない。

2 職員給与の支給のある理事が1名の場合、役員報酬等の総額には当該理事の職員給与額を含めない。

(重複支給の防止)

第10条 役員等が、同一日に開催される評議員会に出席した場合は、評議員会に係る旅費交通費は支給しない。

2 役員等が、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、本規程に基づく旅費交通費は重複して支給しない。

(報酬等の支給方法)

第11条 理事長の役員報酬支給は、毎月25日とする。その日が土曜日、日曜日又は祭日に当たるときは、順次繰り上げる。

2 監事の法人監査の報酬は、当該監査に出席した都度、支給する。

3 役員及び評議員等の費用弁償は、当該会議に出席した都度、支給する。

(出張旅費等)

第12条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表6により旅費等の費用を支給することができる。

2 出張にかかる支払い等の手続きは、社会福祉法人清楽会旅費規程による。

(改正)

第13条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月25日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係) 評議員の報酬

	報酬(日額)	旅費交通費(日額)
評議員会出席	なし	5,000円

別表 2 (第 4 条関係) 理事長の報酬

	報酬(月額)	旅費交通費(日額)
法人業務	50,000円	なし

別表 3 (第 4 条関係) 理事の報酬

	報酬(日額)	旅費交通費(日額)
理事会・評議員会出席	なし	5,000円
法人業務	なし	5,000円

別表 4 (第 5 条関係) 監事の報酬

	報酬(日額)	旅費交通費(日額)
理事会・評議員会出席	なし	5,000円
法人監査	10,000円	5,000円

別表 5 (第 6 ~ 8 条関係) 運営協議会委員、評議員選任・解任委員、第三者委員の報酬

	報酬(日額)	旅費交通費(日額)
法人業務	なし	5,000円

別表 6 (第12条関係) 出張旅費

	報酬(日額)	会費(参加費)	旅費交通費
研修会出席	なし	実費	実費

ただし、別表 1 から別表 5 における日額で支払われる旅費交通費については、源泉所得税控除後の手取り額とする。